

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社タナカ	茨城県土浦市藤沢3495番地1	

2. 指名停止措置期間 令和4年4月14日 ～ 令和4年10月13日（6箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

当該業者は、日本年金機構が発注する入札等に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者として、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101（内線219, 220）